

## 平成29年度 第1回 福岡県環境審議会 議事録

日時：平成29年7月25日（火）

13時00分～14時35分

場所：福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

### （環境政策課：迎田企画広報監）

只今から平成29年度第1回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

私は、環境政策課企画広報監をしております迎田と申します。本日の司会を務めさせていただきますことになっております。どうぞよろしく願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の関が御挨拶申し上げます。

### （環境部：関部長）

みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、環境審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の環境行政の推進につきまして、格別の御協力を賜りこの場を借りまして感謝申し上げます。

ところで、本県は只今災害に見舞われておりまして、御周知のとおり、九州北部豪雨では県内に多大な被害が出ております。

お亡くなりになった方、また被災された方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

県としましては被災された方々が一日でも早く元の生活に戻れるよう、被災地への職員の派遣等の支援を行っているところでございます。

環境部といたしましても災害廃棄物の処理、また、流木に関する仮置き場の設置等、流木の撤去、そして処理に向けた努力をし、被災市町村への支援を行っているところでございます。

また、生活ごみ、御自宅でのがれき等につきまして、市町村が仮置き場の運用をしているわけでございますけれども、その処理にあたって、福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市をはじめ、応援をしていただくようなお願いをし、実施をしていただいているというようなこともやっているところでございます。

今後とも速やかにこのように対応が進んでいきますように、県内市町村及び関係団体とも協力しながら、支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

本日の審議会でございますけれども、昨年2月に諮問をお願いし、熱心に御審議いただきました「福岡県地球温暖化対策実行計画」を今年の3月に発表いたしております。

2030年度におけます福岡県の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標のもとに、現在、鋭意取組を始めているところでございます。

また、今年度末に策定予定の福岡県環境総合ビジョン、後ほど御説明いたしますけれども、

県の環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的、計画的に県行政を推進するための施策大綱になるものでございますが、前回の審議会に諮問させていただき、新たに設置しました「福岡県環境総合ビジョン専門委員会」、こちらにおきまして、既に御議論を開始していただいております。本日もこの後第2回の会議を実施する予定としております。

また、今日の審議会におきましては、平成29年度の環境部の重点施策事業についても、御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

本日は、部会決議報告6件、その他報告2件について御審議をお願いいたしますが、いずれも本県の環境行政における重要事項でございます。

委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、実りある審議会にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、恐縮でございますが、私は災害対応のため、審議会を途中で中座をさせていただきたいと存じます。御了承いただければと思います。

それでは本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

#### (環境政策課：迎田企画広報監)

報道機関の皆様、傍聴者の皆様をお願いいたします。本日の審議会における撮影につきましては、これまでといたします。なお、録音につきましては、会議終了までこれを許可いたします。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、委員35名中28名の出席であります。半数以上の御出席をいただいております。従いまして、福岡県環境審議会条例第5条第2項により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

以下、座って説明させていただきます。

今回の審議会は、任期満了に伴う委員改選後、最初で開催されます審議会でございます。

前回の審議会以降、26名の委員に再任をお願いいたしますと共に、9名の皆様に新たに委員に御就任いただいております。

新たに委員に御就任いただきましたのは、九州工業大学 佐藤 しのぶ委員、日本野鳥の会 永松 愛子委員、九州農政局生産部長 下條 龍二委員、九州経済産業局資源エネルギー環境部長 新井 憲一委員、第七管区海上保安本部警備救難部長 筒井 直樹委員、県議会議員 岳 康宏委員、県議会議員 野原 隆士委員、県議会議員 堤 かなめ委員、県議会議員 高橋 雅成委員。

以上で、新たな委員の御紹介を終わります。

また、下條委員、新井委員、小平委員、筒井委員につきましては、代理にて、九州農政局生産部生産技術環境課課長補佐 西野 康則様、九州経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長 田中 繁孝様、九州地方整備局企画部広域計画課長 鈴木 昭人

様、第七管区海上保安本部警備救難部環境防災課課長補佐 日高 保和様に御出席いただいております。

続きまして、本日出席いたしております福岡県環境部及び関係課職員の紹介をさせていただきます。

まず、先ほど御挨拶をいたしました環境部 部長の関でございます。

(環境部：関部長)

よろしくお願いたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

続きまして、環境部次長の吉留でございます。

(環境部：吉留次長)

よろしくお願いたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

続きまして、環境政策課長の太田でございます。

(環境政策課：太田課長)

よろしくお願いたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

続きまして、環境保全課長の野中でございます。

(環境保全課：野中課長)

よろしくお願いたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

続きまして、循環型社会推進課長の堤でございます。

(循環型社会推進課：堤課長)

よろしくお願いたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

続きまして、廃棄物対策課長の小磯でございます。

(廃棄物対策課：小磯課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

続きまして、監視指導課長の坂井でございます。

(監視指導課：坂井課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

続きまして、監視指導課廃棄物適正処理推進室長の安在でございます。

(監視指導課廃棄物適正処理推進室：安在室長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

続きまして、自然環境課長の岩崎でございます。

(自然環境課：岩崎課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

続きまして、農林水産部食の安全・地産地消課長の才田でございます。

(食の安全・地産地消課：才田課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

最後に、農林水産部畜産課長の山下でございます。

(畜産課：山下課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

なお、本日は1名の傍聴者がいらっしゃいます。

それでは、本日用います資料の御確認をお願いいたします。お手元の配付資料及び事前

に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりでございます。

資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。

それでは議題（１）の会長選任についてでございます。

福岡県環境審議会条例第４条第１項の規定により、「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。」となっております。今回、任期満了に伴い委員改選を行っております。

どなたか立候補又は御推薦をいただけませんかでしょうか。

（意見なし）

御意見がないようでしたら、事務局案といたしまして引き続き浅野委員にお願いすることを御提案したいと思います。いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。御異議ないようです。よって引き続き浅野委員が会長に選出されました。浅野会長、会長席にお移り願います。

（浅野会長）

それでは、只今会長に選出されましたので、どうぞよろしくお願いたします。挨拶は省略して、早速議事を進めたいと思います。

それでは、まず会長代理、部会の委員、部会長を指名することが必要になります。福岡県の環境審議会の条例では、会長代理を置くことになってはいますが、会長代理については、私、会長が指名をするということになっております。

また、部会に所属いただく委員、或いはその部会長についても会長が指名するということになっております。

只今、事務局から案を配布させますので、御覧いただければと思います。

それではよろしゅうございましょうか。会長代理につきましては、これまで同様に伊藤委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それから、部会の委員でございます。この審議会には水質部会、それから温泉部会、公園鳥獣部会、公害防止事業費負担部会の４つの部会が設置されております。

それぞれの部会で、この全体の会議で諮るには細かすぎる、専門的すぎるというようなことについては、部会にお諮りいただくということになりますが、この中に、今お配りいたしました名簿の中で部会案と示しておりますとおり、水質部会については９名の委員の方々に、温泉部会については５名の委員の方々に、それから公園鳥獣部会、公害防止事業費負担部会

については6名の委員に、読み上げるのは省略させていただきますが、御指名させていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

特に御異議ないようですね。

なお、欠席されている委員につきましても、部会への御指名については了承をいただいていますので申し上げておきます。

次に審議会の規程によれば、部会長も先ほど申し上げましたように、会長が指名することになっておりますので、水質部会と公害防止事業費負担部会については、山崎委員に部会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひします。それから公園鳥獣部会につきましても、馬場委員をお願いいたしますのでどうぞよろしくお願ひします。温泉部会でございますが、糸井委員に部会長お願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

こういうことで、部会についての構成を終えました。

次に、議題でございますが、部会でこれまでに、審議いただいて、部会の決議をもって、審議会の決定ということにさせていただいた案件がいくつかございますので、これにつきましてそれぞれ御説明をいただくことにしたいと思います。内容的には、既に議題に載っているようなものが6つございますが、まず、「平成29年度の水質測定計画の策定」について山崎水質部会長から御説明いただきたいと思います。

#### (山崎水質部会長)

それでは御説明申し上げます。お手元の資料1を御覧ください。

「平成29年度水質測定計画の策定について」でございます。

水質測定計画は、県内の河川或いは海域などの公共用水域及び地下水の水質測定について、国の機関及び市町村とともに統一的な視点から総合的に測定を実施するため、県が例年策定しているものでございます。

平成29年度の水質測定計画の策定につきましては、平成29年1月20日に開催されました前回の環境審議会に諮問されました。そちらで、水質部会への付託を受けて、2月1日に開催されました水質部会で審議を行いました。

審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行いました。その後、答申の手続がとられ、配付資料の資料1のとおり、2月20日に答申がなされております。

以上です。いずれにつきましても、例年のものでございますので、特段の意見等はございませんでした。

(浅野会長)

ありがとうございました。

概要ということで、答申の内容のポイントについては記されておりますが、これ以外に、実際にどこで計るのか、何を計るのかということが細かく計画には書かれておまして、新しく委員になられた方にはまだお目に留めいただく機会がなかったかと思いますが、もし御関心をお持ちの方は事務局にお申し出をいただければ計画の本体を差し上げることができると思いますので、後ほどお申し出をいただければと思います。

何か、只今の部会長の説明につきまして御質問・御意見がございますでしょうか。

(質問等なし)

特に御質問・御意見ないようございます。よろしゅうございますか。

それではこの水質測定計画についての水質部会での決議をもって、当審議会の答申といたしましたことについては御了承いただいたものとさせていただきます。

では同様の内容のものでございますが、次に「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定」ということで、同じく諮問を受けました。この案件について、同じく山崎水質部会長から御説明をいただきます。

(山崎水質部会長)

お手元の資料2を御覧ください。

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定」についてですけれども、先ほどの部会決議事項と同様、前回の環境審議会に諮問されました。その後、審議会の中で水質部会への付託を受け、2月1日に開催いたしました水質部会で審議を行いました。

審議の結果は諮問案のとおり了承されました。これにつきましては、平成29年2月21日から同年3月7日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。その結果、意見等はありませんでしたので、答申の手续がとられ、配付資料2のとおり3月15日に答申案のとおり答申がなされております。

(浅野会長)

よろしゅうございましょうか。それでは、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定」ということで、国が指定した部分もあるわけですが、県が独自に指定する部分がございますので、今後もまだ、この指定については作業が続いていきます。

資料の7ページを御覧いただきますと、類型指定スケジュールというものが出ているのですけれども、今回、博多湾流入河川、大牟田市内河川について指定が終わりまして、次回は豊前海の流入河川、遠賀川についての指定が行われる予定ということです。

今後も引き続き、筑前海、矢部川、北九州、筑後川、更に海域という具合に指定が進

んでいくということをございまして、なにしろ1件1件きちんと調べて指定をしていかななくてはいけないものですから、なかなか時間がかかるわけですが、いたしかたないことだと思います。

何か御質問がございますでしょうか。

前にも申し上げましたが、水生生物の保全に係る水質環境基準というのは比較的新しくできたものをございまして、元々環境基準というのはヒトの健康を考えた基準というものと、それから水の場合には、見た目が綺麗かとかですね、臭いがしないかといった観点から生活環境の保全に関する基準というのが決められていたのですが、そこにいる生き物のことは何も考えられていないので、おかしいのではないかということ、随分昔から言ってきたわけです。とうとうやはりこれはやらなくてはいけないだろうということになりまして、この基準を決めることになったのですが、只今の環境基準の法律の枠組みの中では生き物の環境を考えるという発想が全くないのです。

つまり、環境基準というのは元々公害防止ということしか考えていないものですから、ヒトのことしか考えていなかったのです。それで困ったのですが、環境基本法の中の「生活環境」という言葉に関する法律上の定義の中にヒトの生活環境とヒトの生活に深く関わりのある動植物の育っている環境を生活環境の中に含めるものとするという説明があるのですね。それを利用して、生き物のための基準もヒトの生活環境の基準ということで良いだろうというかなり強引な解釈をしまして、こういう基準を決めたわけでした。

ところが、最初に出てきた対象物質が亜鉛でした。データが揃っている物質はこれしかなくて、なかなかこういう基準でなくてはいけないだろうという議論には実験データがあるんですけども、なかなか実験データが揃わなくて、最初に亜鉛が出てきてしまったわけですね。

ところが、この環境基準が決まると次は水質の規制が始まるというのが今までのやり方ですから、最初に亜鉛を出したばかりにもものすごく揉めまして、なんで生き物のために工場排水の規制をやらなくてはいかんのだということで産業界の委員から怒られまして、随分難航しましたが、ようやくなんとか納得いただいて基準が決まったという経過がありました。

本当はLASのようなものへの基準づくりが一番やりたかった。中性洗剤のですね。これもようやくデータが出てきて最近になってかな。基準が決まったということにして、徐々にこれから別の物質についても基準が決まっていこうと思います。

ということで、これについても基準を当てはめるということで作業をしていただいたわけです。

よろしゅうございましょうか。だいたい趣旨はお分かりいただけだと思います。

(意見等なし)



それでは、特に御意見等ございませんので、部会の決議をもって審議会の答申といたしましたことについて御了承いただきます。

では次に、「瀬戸内海に係る総量削減計画」について、これについても山崎水質部会長から御説明をいただきます。

(山崎水質部会長)

それでは、「瀬戸内海に係る総量削減計画」についてでございます。

お手元の資料3を御覧ください。

「瀬戸内海に係る総量削減計画」についてですが、先ほどの部会決議事項と同様、前回の環境審議会に諮問され、水質部会への付託を受け、やはり同様に2月1日に開催いたしました水質部会で審議を行いました。

審議の結果、諮問案のとおり了承され、平成29年2月21日から同年3月7日にかけてパブリックコメントを実施しました。

その結果、意見等はありませんでしたので、答申の手続がとられ、配付資料のとおり、同年3月15日に答申案のとおり答申がなされております。

瀬戸内海につきましては、各部署の努力によって水質は非常に改善されているということで、今回も特に大きな問題はありませんでした。

以上です。

(浅野会長)

只今御説明いただきましたように、これは瀬戸内海の水を守るための総量削減計画というもの、国が大きな枠組みを決めて、後は、関係する各県が更に自分のところについて目標を決める。それからその目標をどう達成するかということについての方針を決めていくということございまして、これについて、福岡県としての目標が決まったということございませぬ。

何か御質問ございますか。

(質問等なし)

基本的には瀬戸内海については東京湾、大阪湾、伊勢湾に比べると比較的条件が良いものですから、基準はそれほど厳しくするというのではなくて、同じ基準をそのまま続けていくというのがこれまでの流れです。

ただし、制度的には、すごくおかしな面があります。というのは、29年にやっと目標が決まっているんです。今回の規制の年次は27年から始まって31年までです。しかし、年次に入って2年くらいでようやく目標が決まる。こういうやり方です。だからなんとかならんものかと前から言っているんですけれども、次の計画を立て始めて国で方針を決めて、更

にそれを都道府県に下ろしてとなるとどうしてもそれぞれの作業に1年ずつかかってしまう。

ですから、スタートの年次からかなり遅れて目標が決まる。決まった目標について2年程度で期限が終わってしまうという非常に困った仕組みです。

どこでどう改めたらいいか大変頭が痛いのですね。これからあと半年と残りの2年間で頑張ってみようということになるわけです。ただし、だいたいの実績値から見ても目標値よりも実績値の方が低いという状態ですから、あまり問題は起こらないだろうと思います。

よろしゅうございましょうか。それではこの件に関しても水質部会で決定されたことをもって答申といたしましたことを御了承いただいたということにさせていただきます。

次は温泉法でございしますが、これにつきまして糸井温泉部会長から御説明いただきます。

#### (糸井温泉部会長)

温泉部会部会長の糸井です。

前回の環境審議会の開催以降、温泉部会を2回開催しており、その審議の結果とそれに基づく答申について御報告いたします。

お手元の資料の4を御覧下さい。

なお、個別の許可に関する審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。

したがいまして、傍聴者の方々への配付資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載にとどめさせていただいております。

委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

では1枚めくっていただいて、1ページ目を御覧ください。平成29年1月30日に諮問がなされ、会長から付託を受けました、土地の掘削の許可申請1件及び動力の装置の許可申請2件につきまして、同年2月8日に温泉部会を開催し、審議いたしました。

次に裏の2ページを御覧ください。審議の結果、いずれの案件につきましても「許可に支障なし」と決議いたしており、それに基づき同年3月13日に答申がなされております。

続きまして、3ページを御覧下さい。平成29年5月11日に諮問がなされ会長から付託を受けました、土地の掘削の許可申請1件及び動力の装置の許可申請2件につきまして、同年6月1日に温泉部会を開催し、審議いたしました。

その裏の4ページを御覧下さい。審議の結果、いずれの案件につきましても「許可に支障なし」と決議いたしました。それに基づき同年6月27日に答申がなされております。

以上でございます。

(浅野会長)

それでは、只今の温泉部会部会長からの御説明について御質問御異議等がございますでしょうか。

(質問等なし)

特段の御意見はございません。よろしいですね。

それではこの案件につきましても、部会決議をもって本審議会の答申といたしましたことにつき、御了承いただいたということにさせていただきます。

では引き続きまして、「第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」、馬場公園鳥獣部会長から御説明をいただきます。

(馬場公園鳥獣部会長)

それでは「第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」、報告いたします。資料の5を御覧ください。

本件につきましては、1枚めくっていただいて1ページにありますように、去る1月20日に開催されました福岡県環境審議会において、審議が公園鳥獣部会に付託されたものです。同日午後に公園鳥獣部会を開催して審議を行いました。

この事業計画は「第11次鳥獣保護管理事業計画」が平成29年3月31日で満了することから、鳥獣保護管理法に基づき、国の定める基本指針に即して、新たに平成29年から5年間における鳥獣保護管理事業について計画したものです。

計画の概要につきましては資料の3ページ以降を御覧ください。

本計画期間中に指定期間が満了となる鳥獣保護区等について、原則として更新又は再指定を行うこととしたほか、国の基本指針の見直しに伴い、鳥獣の捕獲許可要件が緩和された内容となっております。

ただし、愛玩飼養を目的とした捕獲許可は行わないということとしております。

審議の結果、諮問案のとおり審議会答申案とすることが了承されまして、2月3日から2月16日まで県民意見募集を実施しましたが、特に意見が提出されませんでした。ですので、資料2ページの答申書の写しのとおり、2月24日付で答申しております。

公園鳥獣部会からの報告は以上です。

(浅野会長)

それでは只今鳥獣保護管理事業計画について、この中には概要が載っておりますけれども、もう少し詳しい計画がありまして、それについて既に部会での御審議を経て当審議会の答申として知事に提出しておりますが、この内容について特に御質問御指摘等がございますでしょうか。

(質問等なし)

特別にお気づきの点はございませんでしょうか。よろしければこれについても御了承いただいたということにさせていただきます。

続きまして、第二種特定鳥獣の管理計画イノシシとシカについてそれぞれ策定されておりますので、これについても同じく馬場部会長から御説明をいただきます。

#### (馬場公園鳥獣部会長)

それでは引き続きまして、「福岡県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)、福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第5期)の策定について」、御報告いたします。資料の6を御覧ください。

本件につきましても、去る1月20日に開催されました福岡県環境審議会において、審議が公園鳥獣部会に付託されたものです。同日午後、公園鳥獣部会を開催しまして審議を行いました。

まず、福岡県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)の概要については、「資料6」、2枚はぐっていただいて、1ページを御覧ください。

本計画は第5期計画の終了に伴い、計画期間を平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする、第6期の計画を策定したものです。本計画では、被害防除、捕獲の推進及び生息環境管理の総合的な対策を、第5期に引き続き実施することとしております。

ただ、イノシシについては現在のところ有効な個体数推定の方法がないことから、被害管理を目標としておりまして、平成33年度までに県農林産物被害額を3億円未満に抑えることとしております。

次に、福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第5期)の概要につきましても、資料6の2ページを御覧ください。

本計画は第4期計画の終了に伴い、計画期間を平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする、第5期の計画を策定したものです。本県では、平成26年度末時点の県内のシカ生息頭数を25,300頭と推定しており、本計画では、個体数管理の最終目標生息頭数を3,000頭水準としております。この目標については、年間9,000頭の捕獲を継続し、個体数が減少した段階でも50%の捕獲率を維持するという一方で、計画最終年である平成33年度の達成を目指しています。

審議の結果、特に事務局案の修正が必要という意見はありませんでした。

また、2月3日から2月16日まで行った県民意見募集においても特に意見は出されておりましたので、「原案のとおり決定されることが適当である。」として、資料2枚目裏面の写しのとおり平成29年2月24日付で答申がなされております。

以上、公園鳥獣部会からの報告を終わります。

(浅野会長)

それでは只今、2件の計画について公園鳥獣部会からの報告をしていただきましたが、何か御質問御意見がございますでしょうか。

はい、どうぞ久留委員。

(久留委員)

イノシシのことですが、これは、どこでも言われている被害の状態ですよね。1ページにあります平成33年度までには被害額を3億円未満に抑えるということで、これは計算すれば4.2パーセントずつ減らしていくということで分かるのですが、今現在、どれくらいの被害額があるのかということと、それから、この被害額というのはどのような範囲をその金額にしていらっしゃるのか。

要するに、33年に3億円というのはどういう範囲内での被害が3億円未満ということなのかが分からないので、教えていただければと思います。

(浅野会長)

ありがとうございます。それでは、事務局お願いします。

(畜産課：山下課長)

畜産課長の山下でございます。

27年度のイノシシの被害額と申し上げますのは、3億8千万円程度でございます。これはピーク時に比べますと、ピーク時は6億円近くまでございましたので、相当減ってまいりました。これも、先ほど申し上げましたように、いわゆる進入防止、それから捕獲等の対策を進めてきた結果でございまして、本年度についてはこれより下がっているというふうに考えております。

33年度の3億円というのは、実現可能な数字であると思われまして、今後ともこの対策を進めていくことによって、目標を達成していきたいと思っております。

(浅野会長)

よろしゅうございましょうか。

(久留委員)

その「被害」というのは要するに申請があつての被害でしょうか。

(畜産課：山下課長)

大変失礼いたしました。これは市町村等から作物の被害額ということで、それぞれ例えば水稲でありますとか果樹でありますとか、そういった形で被害が出たという形で報告を受け

ておりまして、その積み上げの数字でございます。

(浅野会長)

よろしいですか。市町村の調査でこういうことになっているわけです。他に何か御質問がございますか。はいどうぞ、岳委員。

(岳委員)

初めて審議会に参加させていただきます岳と申します。

資料5ではなく資料2の方なのですが、御質問させていただきたいのが、先日朝倉と東峰村を自民党県議団で視察させていただいたんですけれども、7ページと11ページの類型スケジュールのところで、筑前海と矢部川と筑後川の水生生物調査等情報収集というところで、11ページにあるような河川を見た時に、昨年の矢部川の九州北部豪雨とか今回の朝倉の件がございました。大変水域の被害が大きいものですから、十分な情報収集というかこういう調査が、答申案はこれで良いと思うんですけれども、事務局の方で、調査が上手くできるのかどうかということが素朴に疑問に思ったんですけれどもいかがなものでしょうか。

(浅野会長)

ここで決めているのは、水の中に含まれている特定の有害な物質の量がどのくらいなのかということについて基準を決めて守っていきましようということですよ。

ですから、生物そのものの数がどうかということは残念ながら直接には考えていかない。ただ、水の質だけを考えるということですね。

ただ、その質を決める時の前提条件としてどの程度の生物がそこにいるのかしらというようなことで当然調べた上で指定することになるわけですが、これは今御質問があった点は、大変な水害の被害を受けた場所で、どういう調査が行われたのかという御疑問だとは思いますが、これはどこが担当ですか。はい、野中課長。

(環境保全課：野中課長)

環境保全課でございます。今お話にありましたように、豪雨の影響が懸念されるというところでございます。この資料の8ページにもございますように、冷たい水を好む魚或いは温かい水を好む魚、こういった魚の生息状況を予め調査した上で類型指定の手続に入っております。

従いまして、これから進めていく調査の中でそういった豪雨の影響がどの程度あるのかということは研究機関が調査をした上で、研究機関の意見も聞きながら、スケジュール設定に支障が出ないかどうかしっかりと見極めた上で、県民意見募集の手続に入りたいと思います。

(岳委員)

想像を絶する被害で。またそういうことが起きるとも分からなかったものですから、素朴にお尋ねしてみました。

(浅野会長)

ありがとうございました。既存の文献データのようなものを先ずベースにして、こういうものがあるはずだろうというようなことを調べるようです。そして実際にどのくらいいるかというのを調べるんですが、実際調べて全然見つからないから絶滅したという結論を出すかどうかはまた別問題ですから。ですから、この川には元々これくらいいたはずだということを前提にしてこの基準というのは決めていかなければいけません。そういうことになると思いますが、実情がどうかは調べなければならない。

(環境保全課 野中課長)

補足ですけれども、研究機関に聞きましたところ魚は色々な物陰に隠れてしっかり身を守って、比較的早い段階にまたその川で生活をするというような情報もございますので、そこは実態をしっかりおさえた上で、類型指定手続に支障がない形になるように判断してまいりたいと思います。

(浅野会長)

ありがとうございました。

では、イノシシとシカについては何か御質問・御意見がございますか。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

それではこの件についても、公園鳥獣部会の決定を審議会の答申とさせていただいたことについて御了承いただきました。

それでは続きまして、その他の報告ということでございますが、今年度の環境部の重点施策について御説明いただきたいと思います。

(環境政策課：大羽課長)

環境政策課長の大羽でございます。座って説明させていただきます。よろしくお願いたします。

それではお手元の「平成29年度の環境部重点施策について」と題したA4横の資料を御覧ください。1ページをお願いいたします。

「アジア自治体間環境協力推進費」、4千9百万円余でございます。

この事業は、友好提携を結んだ国・地域等の環境問題を解決するため、本県の環境技術やノウハウ等を活用して環境協力事業を実施するものでございます。

2の事業概要のところを御覧いただきたいんですけども、(1)の国際環境人材育成研修では、まず、①環境管理コース。こちらですけれども、中国とアセアン・インド向けの2つのコースに分けて研修を実施いたしております。具体的には、環境行政に携わってらっしゃる中核的な現地の職員を本県にお招きしまして、廃棄物処理、リサイクル、水処理技術等、環境分野全般に関する研修を、中国コースでは10日間、アセアン・インドコースでは12日間実施する予定としております。

次に、②福岡方式処分場普及展開支援コース。こちらではベトナム国内での福岡方式処分場の整備を支援するため、同国の政府及び自治体の廃棄物行政に携わる職員をお招きしまして、福岡方式処分場の構造や機能に関する研修を7日間実施する予定といたしております。

次に(2)国際環境協力事業でございますけれども、①ベトナムハノイ市に対しましては、本県の技術協力によりまして、平成27年度に竣工したスアンソン処分場の維持管理に関する技術指導を引き続き行ってまいります。

また、ベトナム政府とは、ハノイ市以外での福岡方式処分場の普及展開に向けまして、協議・現地調査等を行うこととしております。

次に、②中国江蘇省との関係でございますけれども、工場の排出ガスによる大気汚染防止、展示会への出展等に関しまして、また③タイ・バンコク都とは都内の小学校で実施される環境教育に関して協力事業を進めてまいります。

更に、タイ国中央政府とは、平成27年度に竣工しましたシーキウ市処分場に続きまして、タイ国内での福岡方式処分場の普及展開、こちらの支援を実施してまいる予定としてまいります。

2ページをお願いします。

「ふくおかエコライフ応援プロジェクト推進費」、1千9百万円余でございます。

本年3月に策定いたしました「福岡県地球温暖化対策実行計画」では、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する目標を掲げております。この目標達成に向けまして、家庭や事業所などにおける取組を支援するものでございます。

事業の概要でございますけれども、まず(1)、家庭での取組を支援する「エコファミリー応援事業」では、これまで電気使用量等を報告すれば協賛店で利用可能なエコチケット、一種の金券でございますけれども、こちらを進呈しておりました。この内容を見直しまして、今後、LED照明の購入、それから省エネ家電への買換え等の取組をポイント化いたしまして、これに応じたエコチケットを進呈するよう見直しを行っております。

これによりまして、県民の皆様の具体的で効果的な省エネ行動を促進させたいというふうに考えております。

(2)の「エコ事業所応援事業」でございますけれども、こちらではエコ事業所として登録した事業所に対しまして、県のホームページでのPR、県の入札参加資格審査での加点等



のメリットを付与しますとともに、省エネ設備の導入を促進するため、国の補助制度の説明会や個別相談会等を開催する予定といたしております。

また、エコファミリー・エコ事業所のいずれにつきましても、取組結果が優秀なものについて表彰を行うこととしております。

このほか、地球温暖化の現状や温暖化防止に向けた対策等を掲載したホームページ「ふくおかエコライフ応援サイト」の内容を更に充実させていきたいというふうに考えております。

3ページをお願いいたします。

「食品ロス削減推進費」、1千5百万円余でございます。

食品の製造・流通・小売・消費、この各段階で発生するロスを削減するための取組を昨年度から推進いたしております。

2の(1)のフードバンク事業でございますけれども、こちらの方はグリーンコープに委託いたしましてモデル事業を実施していますが、昨年度は26企業から食品提供を受けまして、子ども食堂等8か所に配付しております。9月～3月の約7か月間の中で、1,736kgの食品を有効活用することができております。

今年度は、このモデル事業を継続するとともに、その成果を元に活動上の注意事項、ノウハウを「ガイドライン」にまとめまして、これを活用しながら、NPO等にフードバンクの実践を行ってもらおう予定としております。

(2)の飲食店や食料品小売店における取組促進につきましては、食品ロス削減に取り組む店舗を「食べもの余らせん隊」として、現時点で574店舗御登録いただいております。これは、7月21日時点での数字でございます。これらの店舗を県のHP或いは民間のWebサイト上でPRしてまいります。この「食べもの余らせん隊」は、30年度末までに、1,000店舗に登録件数を拡大していきたいというふうに考えております。

(3)の家庭への啓発・取組促進の強化では、食品ロス削減に効果が見込まれるクッキングレシピのコンテストを実施しております。7月31日までの募集期間ということで、まさに今実施中でございます。優秀な作品につきましては、県のHPで紹介することはもちろんのこと、レシピカードをイオンやマックスバリュなどの小売店舗で配布する予定といたしております。このほか、このレシピの料理実演の動画配信や料理教室講師への研修、こういった活動を併せて行いまして、県民への周知を図ってまいりたいと考えてございます。

このほか、未就学児を対象にしました紙芝居の作成等、啓発資材を活用いたしまして、食品ロスの削減推進を更に進めていきたいというふうに考えております。

4ページをお願いいたします。

「高濃度PCB使用製品処理促進費」、1千6百万円余でございます。

昨年8月のPCB廃棄物特措法の改正に伴いまして、この資料の右下の箱書きに記載してありますとおり、高濃度PCB廃棄物及び使用製品を保管・所有する事業者は、計画的処理完了期限の1年前までに、北九州市若松区にございますJESCO、こちらへの処分を委託

するということが義務付けられまして、より迅速な処理の促進が必要となっているのが現状でございます。

このため、2の事業内容(1)の1にありますとおり、まず、変圧器やコンデンサーに関しまして、昨年度実施した調査によって把握された事業者に対しまして、期限内処理の働きかけを強化しているところでございます。

また、使用中の安定器につきましては、法改正以前は届出の必要がなかったため、先ず所在の把握を進めるという必要があるというふうに考えております。

(2)にございますとおり、平成29、30年度の2年間にわたりまして、この所有事業者を把握するための調査を実施することといたしております。

調査により把握した事業者に対しましては、変圧器やコンデンサーと同様に、廃棄及び処分について働きかけを行ってまいります。

また、業界団体を通じたチラシの配布、広報等によりまして、事業者や県民の皆様に対しまして、期限内処理の周知徹底を図ってまいります。

5ページをお願いします。

「浄化槽整備促進費」、4億9千万円余でございます。

この事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として、計画的な合併浄化槽の整備を図るものでございまして、市町村が行う浄化槽整備事業に対し、県費による補助を行うものでございます。

平成29年度は、7つの市町村で市町村設置型の整備が進められることとなっております。また、県内48市町村で個人設置型の浄化槽の整備を実施しているところです。

今年度からの、新たな取組といたしましては、個人設置型につきまして、単独浄化槽、それから汲み取り便槽から合併浄化槽への転換を行う場合、従来の浄化槽設置費、これは本体の費用と工事費でございますけれども、この浄化槽設置費に加えまして、単独浄化槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費についても補助を行うことといたしております。

これによりまして、このページの右の図にございますとおり県民の方の負担額を、81万円から58万円に軽減いたしまして、合併浄化槽への転換を促進させるものでございます。

6ページをお願いいたします。

「産業廃棄物最終処分場対策費」、3億5千万円余でございます。

この事業は、飯塚市の産業廃棄物最終処分場において、行政代執行により、鉛を含む廃棄物層による生活環境保全上の支障の恐れを除去するための工事費等となっております。

事業の概要でございますけれども、(1)の行政代執行による工事につきましては、第1期工事として固化剤の注入及びキャッピング工事を昨年度までに終了いたしております。

今年度は、第2期工事といたしまして、処分場外への汚染水の流出を防止するための浄化壁及び導流壁の工事を実施いたしますとともに、引き続き処分場内の地下水のモニタリングを行ってまいります。

また、処分場周辺住民の方々の所有する井戸水の水質、それから河川等のモニタリングについても、継続して実施してまいります。

この事業の効果につきましては、専門委員会で検証していただくことといたしております。

7ページをお願いします。

「英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業費」、3千6百万円余でございます。

この事業は、シカの食害による生態系被害が深刻化しております耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区におきまして、シカの捕獲を行うとともに絶滅危惧植物の保護対策を実施するものでございます。

2の(1)のシカ捕獲事業につきましては、昨年度から実施しておりますけれども、平成37年度末にシカの生息密度を、現状の25頭/k㎡から5頭/k㎡となるように継続実施していく考えでございます。

また、効果的に捕獲を進めるため、シカの移動範囲の解析等を行いまして、この結果を踏まえて平成30年度の捕獲事業実施計画を策定することといたしております。

2の(2)の絶滅危惧種保護対策事業につきましては、犬ヶ岳に生育する絶滅危惧植物のうち、シカの食害を受けている種につきまして、分布状況の調査、種子の採取、保存、栽培、防護柵の設置等を実施します。

説明は以上です。

#### (浅野会長)

それではこれが今年度の環境部の重点施策ということでございましたが、既に予算については県議会で議員の先生方に御審議をいただいて、通っているというものでございますが、施策内容の御説明がありました。

只今の御説明につきまして、どこについても結構でございますが、御質問・御意見がございませうでしょうか。

はい、門上委員。

#### (門上委員)

質問させてください。産業廃棄物最終処分場に対する対策費ということで、行政代執行という、私も法律のことはよく存じませんが、これはある産業廃棄物処理業者が適切な処理をしていなかったことで、周辺環境を汚染していると。それに対して税金を使って対策を講じるということだと思っておりますけれども、この場合、その原因者である元々の産業廃棄物処理業者に対して後から税金の回収をするような方法、更にはこの業者に処理を委託していた企業がいると思うんですけど、その人たちのために税金を使って処理をするということなんですか。

最終的にはそれらを回収する方法というのは考えていらっしゃるのでしょうか。なかなか

難しいとは思いますが、そういうことをしないとですね、こういうケースがどんどん出てきて、それを全部税金で補填するという話になってしまうと、なんのためにやっているのか分からないという話になる。

(浅野会長)

これについては、事務局から御説明をお願いいたします。

(監視指導課：坂井課長)

監視指導課長の坂井でございます。

仰るとおりでございます。生活環境保全上支障があるから措置命令をかけて、それから措置命令どおりやらなかったの、代わって代執行をしているというものでございます。

仰るとおり、告発するとともに、毎年多少なりとも返していただくよう又は土地を差し押さえ、そういったものをありとあらゆる限りの方法でやっているところでございます。

(浅野会長)

という御説明でございますが、いかがでしょうか。

(門上委員)

それは、業者についてやっているのは分かるんですけども、そこに委託した、マニフェストというものがあるわけでしょうから、元々そこに安いから頼むと、安いからでたらめやっているというような話になるわけですね、基本的に。悪意があって働いているとかそういう業者に元々の廃棄物の発生者、そういう人たちにも、負担を、これは難しいかもしれないですけど、そこら辺はどうなのかなと。

(監視指導課：坂井課長)

この案件につきましては、裁判等で長引きましたものですから、排出事業者は分かる限りは全部あたっております。一部の排出事業者から協力金という形でいただいております。

(浅野会長)

よろしゅうございましょうか。

現在の法律では委託者にも措置命令を出すことができるという法律に変えてはいるんです。ただ、問題はこれで問題になっている汚染を起こすような委託をしたかどうかということ証明しない限り、委託者にいけない。特にこの問題というのは長引いたものですから、マニフェストを見ただけではなかなか分からない。

これが例えば青森、岩手の辺であったようなものと非常にはっきりしている。東京都内のどこそこの業者とって追いかけることができるんですけども、この場合はそれが

なかなか厳しいものがあるということが事実なのでしょうね。

だいたい、代執行というのは、とりあえず行政が立て替えてやりますという建前であるにも係らず現実には原因者が倒産してしまえば、全く求償ができません。だから、代執行という名前での事実上の県費負担ということになってしまう。

だから、代執行は本当に必要かどうかをきちんと見る必要があると思います。

県民の健康上の危険が本当にあって、代執行をしてでも処理をしなければならない場合に、しかもリスクの遮断ができる範囲でやるということが理想的だとも言えるのだと思われます。

今日は色々と重点施策について御説明をいただきましたが、ほかに何か御意見や御質問はございませんか。はいどうぞ。

#### (門上委員)

昨年も食品ロスについて質問をしたんですけれども、この中では食品ロス削減推進事業というのは環境教育も含めた形で非常に重要なように思うんですけれども、その割には予算が少ない。なかなか予算的なもので難しいんでしょうけれども。

あと、あまり周知されていないような気がするので、是非もうちょっとアピールをしてもらって、いわゆる日本を出している食品ロスは世界最大の量であるという問題もあり、非常に多岐にわたって影響すると思うので、是非もう少し力を入れてやってもらいたいなという感想です。

#### (循環型社会推進課：堤課長)

循環型社会推進課長の堤でございます。

委員御指摘のように、食品ロスの問題は事業系、家庭系両方からございまして、食から全然関係のない方というのはいらっしゃいませんので、やはり啓発というのが一番必要だろうかと考えております。

この中にも書いておりますけれども、例えばレシピコンテストでありますとか、一生懸命色んなところで啓発ということで力を入れていきたいと思っております。

引き続きよろしく御指導のほどお願いいたします。

#### (浅野会長)

国連で決めているSDGsの中にも食品ロス削減の目標がありますので、国の今度の新しい環境基本計画の中にも入れますし、県の計画の中にもそれはしっかり入れ込むつもりです。

なお、ちょっと心配しているのは、北九州市、福岡市もそれぞれやっていますので、それと県と三つ巴でばらばらにやるのは非常にロスが多い。だから、食品ロス削減の事業は政令市と県が一緒になってやった方が早いだろうと思いますが、それぞれ事情があって、それぞれにやっているわけです。まあ、どこでやろうと良いことは良いことだと思っております。

他に何かございませんか。はいどうぞ、渡邊委員。

(渡邊委員)

渡邊でございます。質問なんですけれども、九州北部豪雨で植林が非常に大きな問題となって、急斜面で地すべりが起こったという問題が言われています。県ではもちろん、防災に関しては防災局というのがあって対応をされていると思うんですけれども、この環境部、環境審議会の案件として、絶対的にそうかは分かりませんが、こういった植林が原因となって災害が起こっている。その場合、植林というのは一つの環境であるかもしれません。その植林が素因となって、こういった予想されていなかった大きな災害が起こるということをこの審議会で議論するという事はないのでしょうか。

(浅野会長)

私からお答えしたいと思います。

この問題は気候変動に対する適応の問題ということになると思うんですね。つまり、こういう災害というのは気候変動によって生じているというのがありますから。

こんなにとんでもない豪雨が降った時に被害を如何に最小化するかというための施策を進めなければいけない。このことは環境政策の重要なテーマであるわけですから、他の領域、例えば森林の管理行政とか、そういうとことタイアップしつつこちらでも考えなくてはならないと思います。

今年、三年計画で国で予算をつけまして、各ブロックで、適応のためのコンソーシアムを作るということになりました。九州・沖縄ブロックにも、4千万円予算がついているんですが、その委託業者が今週の終わりくらいには決まる予定です。それが決まりますと、各県、それから今日も来ていらっしゃるけれども国の出先機関というようなところが協力して、実は今までも5年間ずっと続けてやってきているんですが、協議し情報交換をする場としての九州・沖縄ブロックの気候変動適応コンソーシアムが正式に立ち上がることとなります。

その中でも今のような問題をしっかり取り上げていかないといけないだろうと思っています。

なお、このテーマは当審議会の課題であるように思っていて、県としての本格的な適応計画をしっかりと作るということも必要で、審議会での御意見もお聞きしなければと思っています。

今の県の温暖化計画の中には適応についても少し書いているんですけれども、まだ十分踏み込みが足りていない面があって、今先生が御指摘のような問題を、どこが危険なのかはつきりさせるとかですね。そういったことをやらなくてはいけないのですが、なかなかそこまでは計画の中に書き込みきっていない面があります。今後更に国の適応計画に合わせて県の適応計画をもっときちんと作るという作業をしていかななくてはならないと思います。

(渡邊委員)

ありがとうございます。地球温暖化の問題というのは関係あると思いますが、それは、地すべりの誘因としてです。先ほどの植林の問題は国の施策によるものですが、地すべりの素因となっていると思います。本件は、環境審議会にどこかで関わっていると思います。他の部署でこの素因に関して検討するところはないかもしれないので、この環境審議会で検討していただければと思います。よろしくお願いします。

(浅野会長)

環境計画を検討する中でも議論することとします。ありがとうございました。  
ほかに何かございませんか。どうぞ。

(池山委員)

先ほどの渡邊委員さんの意見と被ると思うんですけど、結局、中山間部の山林地帯とかの高齢化が進んで森林等の保全、本来備えておくべき森林の保全の力が随分落ちてきているのではないかなということも感じますし、私たちは未だかつてないような気象状況、地球の温暖化によってもたらされていますけれども、それも私たちの生活があまりにも利便性とか快適さを求める私たちの生活の様式から少なからず出てきている人災でもあるのではないかと思ったりするものですから、関係各機関と連携をとりながらより効果的な措置を講じていただきたいなという思いを切々と思っております。よろしくお願いします。

(浅野会長)

ありがとうございました。  
山崎委員どうぞ。

(山崎委員)

下水道とか、それから単独浄化槽ですとか、県、具体的には公共サイドが目光らせているというシステムティックにやっている部分は着々と進んでいる気がします。

ところが、最近アウトドアが非常に盛んで皆様方山に登られたりするのですけれど、そういったところはトイレがないとか、あっても糞尿が山盛りになっているとか、そういったことが結構見受けられます。

従って、今後そういったなかなか今までやってきていなかったことで、住民のニーズが高いもの、そんな辺りについても光を当てていく必要があるのではないかと最近思っていますので、コメントとして残しておきます。

(浅野会長)

ありがとうございました。大変良い御指摘だと思います。

これについて、担当課はまだしっかりとは考えていないのではないかと思います。

屋久島ではポータブルトイレを持って山に入っていくというのを徹底して運動をやっていきます。ホテルに泊まると、皆それを持っていかない限り山には入れないというような広報活動をやっています。

少なくともハイキングのような類のものについては、そういったものがちゃんと手に入る仕組みを用意するとかというようなことはちょっと検討する余地はありそうですから、今の山崎委員の御提案は真面目に事務局として受け止めて検討してみてください。

ほかに何かございませんか。はいどうぞ高橋委員。

(高橋委員)

先ほどの特定鳥獣シカ管理計画の犬鳴・英彦山地域の平成34年度までに3000頭水準とするというのと先ほど説明いただきました英彦山・犬ヶ岳生態系回復事業費の1km<sup>2</sup>当たり現状25頭を5頭にするというのは、これは平成37年までということですが、これらの整合性がないような気がするんですけれども説明いただけますか。

(浅野会長)

これは自然環境課でしょうか。まずは自然環境課の方で説明願います。

(自然環境課：岩崎課長)

自然環境課の岩崎と言います。

環境部の事業で言いますと、英彦山・犬ヶ岳の生態系回復というのは国定公園の英彦山・犬ヶ岳地区におきましてシカが植物を食べることによって食害が生じているので、それを緩和しようということで、同地区についてやっているところでございます。

もう1つの林業被害の分は畜産課にお願いしたいと思います。

(畜産課：山下課長)

山下でございます。シカの方は33年度ということで、今生息数が26年度末で25,300頭ということで、県域で3,000頭水準まで減らしていくということで、目標を立てて進めております。

(高橋委員)

ですから、その2つが、整合性がないのではないですか。

環境部の方の25頭から5頭ということで、5分の1にするんですよね。そして、25,000頭を3,000頭にするというのはそれ以上の目標だと思うんですけれども。そこを



説明してください。

(畜産課：山下課長)

25,300頭は県内全体の話で、それを3,000頭までの水準に9,000頭ずつ捕ってという話です。

自然環境課の方は、犬ヶ岳・英彦山に限定されたお話ですので、その地域地域によって生息数は当然違ってまいりまして、生息密度というものが地域地域によってありますので。自然環境課は自然環境課、畜産課では33年度までに県内全体として3,000頭水準まで減らしていくということで御理解いただければと思っております。

(高橋委員)

シカ管理計画というこの説明の中では犬鳴・英彦山地域で3,000頭というふうに先ほど説明が上がりましたけれども。

(浅野会長)

馬場部会長どうぞ。

(馬場公園鳥獣部会長)

公園鳥獣部会の部会長をしております馬場と申します。

重点施策の方の、「英彦山および犬ヶ岳生態系回復事業」の方の現状25頭を1km<sup>2</sup>当たり5頭というのは密度です。1km<sup>2</sup>当たり、面積当たりの生息数ということがあります。現状25頭くらいあって、これは植物への影響がものすごく大きいということです。全国的な目安がありまして、これを1km<sup>2</sup>あたり5頭くらいの水準にすれば、植物への影響はそれほどない。

そこまで落とすと。この英彦山地域は非常にシカ密度が高いところでもありますので、その密度は植物に影響がないところまで下げていくということです。ですからこれは全体の個体数についての目標というわけではありません。

シカの特定鳥獣管理計画の方は全体の生息数を3,000頭まで下げましょうということです。福岡県全体で現状、平成26年で25,300頭となっていますが、これはやはり多いところ少ないところ全部合わせた頭数なんですけれども、全部合わせて3,000頭水準にいたしましょうということで、目標としてもっていきましようということです。

ですから、計算の仕方が目標のゴールが数値として違う。全体の頭数なのか面積当たりの頭数なのかという目標の違いというふうに理解していただければと思います。

(浅野会長)

よろしゅうございましょうか。

要するに密度の話です。こちらの方は目的が元々植物を守るとというのが目的です。もう1つの先ほど審議していただいた方の話はシカそのものの適正な生息規模をどうするかという話です。ですから、政策の目的が若干違うわけです。それでお金の出所が違うということもあるのかもしれないですけども。その辺は少々疑問を感じながら、仰ることをお聞きしておりました。けれども、それぞれの政策目的に基づいて数字を設定しているので、ここでは密度の話です。

要するに3,000頭に減らすとしてもシカは仲間で群れ遊びますからある所では3,000頭がいっぱいいる場所もあるし、全然いない場所が出てくるということがあるということもあるかと思います。そういうふうを考えていただければ良いかと思います。こっちが思うとおりシカが暮らしてくれませんか、彼らの方が勝手に動きます。

それでこの特に「犬ヶ岳・英彦山生態系回復事業」といっているその場所では、それほど魅力的な場所でしょうが適正な生息密度にしてもらいましょうと。ということをおっしゃっているという御説明です。

よろしいでしょうか。ほかになにかございますでしょうか。

#### (田中昭代委員)

田中でございます。「アジア自治体間環境協力推進事業」についてお尋ねいたします。

この件なんですけれども、以前テレビでこういう事業についてやっているというのを拝見したことがございまして、良いなと思って観ていたんですけども、今まで約180名の方が日本においでになっていると書いてあるんですけども、おいでになった方の出口としての成果をアピールするためということにもなるかと思いますが、自国に戻られて、中核的な行政官の方がどのポジションまで上がったかとか、そういう方が昇進されて、日本と交流やっていますよというアピールできる点とか、その後の調査、アンケートなり、こういう面で御活躍されているとかそういうデータがあったらアピールになって良いなと思うんですけども、いかがでしょうか。

#### (浅野会長)

ありがとうございました。追跡調査について伺います。

#### (環境政策課：大羽課長)

ありがとうございます。

今田中委員から仰られたような観点での把握というところについては、今良いアイデアをいただいたなということで思っております。今後やっていきたいなと思うんですけども、この研修生の皆様に対しては、常にフォローして連絡が取れる体制にはなっております。メール等でやりとりはしています。

ただ、今どのポジションまで昇任されたとかそういった観点での見方はしてないという

ころだけございますけれど、連絡が取れる状態にあるというのが一点でございます。

その連絡が取れる状態、引き続き相互の情報提供をした成果として、福岡方式処分場の導入であったり、或いは3Rの取組、或いは環境教育の副読本。タイに対してはですね、環境教育副読本の作成支援といったような事業もやってございます。こういったプロジェクトは、研修生の皆様が母国にお帰りになって福岡で見聞したその体験経験を本省なりでお話になって、それが事業化するようになったというわけでございます。

それを、上手く今後我々もPRしていかなくはないかと思っただけで、心がけてやっているんですけど、来られた方が今例えば大臣になったとか、そういった見方については初めて感じる場所があったので、これからは今後のポスト、こういったポストに就かれているのかといったところも、詳細にフォローするようなお付き合いの仕方というのをしっかりやっていきたいなというふうに思います。

(浅野会長)

ありがとうございます。山崎委員どうぞ。

(山崎委員)

「英彦山・犬ヶ岳生態系回復事業」についてなんですけれども、ここではどちらかというシカの数を減らすとか種子を撒くとか、そういった形の案が上がっているんですけれども、シカの頭数を減らすには森林の伐採が非常に大きく関係していますよね。

例えば普通の自然林のようなところが伐採されると、枝葉が倒れて、それを食べて急激に増えるとかです(長崎県の野崎島で経験したところ)。そういった森林の管理とシカの頭数とがかなり関係が深いと思うんですけれども。

実際に熊本県のある地方で、企業が所有しているが森林を伐採しましたがその後、生えてきたのはアセビだけというような、そういった場所も見受けられます。そういう意味では森林の管理というの今後この中に入れていく必要があるのではないかというふうに感じました。

コメントしておきます。

(浅野会長)

ここは基本的に自然公園区域という前提があるものですから、そう簡単に開発ができる場所だとは思えないんですけれども、御意見は事務局もよく分かっているとは思いますが。

ほかにございますか、よろしゅうございますか。はいどうぞ。

(伊藤委員)

「浄化槽の整備促進費」なんですけれども、40年前、50年前と違って、たぶんこういった単独浄化槽ですとか、汲み取りを使っているというのはかなり過疎地ではないかという

ふうに想定されます。そうすると、高齢化とか過疎となると、それを新しい合併浄化槽に交換しても、20年、30年使ってくれたら良いのでしょうかけれども、換えた途端もう使わないということが多くなるのではないかなと思います。

そういう意味では予算を執行しなければというよりも、人口動態をよく見極めて効率的な配管をしていかなければいけないのではないかなという風に思ってはみたのですが、そこら辺はどうなっていますでしょうか。

#### (廃棄物対策課：小磯課長)

廃棄物対策課長の小磯です。今御指摘のことは全くそのとおりでございまして、確かに高齢者のところをどうするかと。そのところは、大元の事業自体は市町村になりますので、市町村の担当部局としっかり話してどういったところから優先していくべきかと、そういったとこをしっかりと話し合いながら、やっていくことが必要だと考えております。

もちろん、なかなか合併浄化槽に移っていかないというのはまさにそういった問題と、どうしても金銭的負担が多いということがございましたので、少しでも広めるために、負担を下げようという形で事業を提案させていただいております。

確かに地区的なものはそういったものをしっかりと捉えて市町村と話をしていかなければならないというふうには思っております。

#### (浅野会長)

よろしゅうございましょうか。多少悩ましいところもありますね。災害復興にも似たような問題を抱え込んでいると思います。あなたのところは高齢だからあなたのところは何もいませんと言えるかどうかの問題ですね。

ほかにございましょうか。よろしゅうございましょうか。それでは県の重点施策について色々重要な御指摘もいただけたと思いますので、事務局は是非指摘された点については活かさせていただきたいと思っております。

それでは最後に、「環境総合ビジョンについて」その他の報告ということで資料8がございまして、11事務局から御説明をお願いいたします。

#### (環境政策課 大羽課長)

それでは福岡県環境総合ビジョンについて御説明申し上げます。

環境総合ビジョンの作成につきましては、今年の1月20日に開催いたしました平成28年度第3回審議会におきまして審議会の下に専門委員会を設置し、議論を進めていきますということで、御了承いただいたところです。

お配りしております資料の8を御覧いただきますと、この際に御報告して御説明していただきました専門委員会、こちらを浅野会長を委員長として、御覧の5名の皆様に委員に御就任いただき、構成されているという状況をまず1に記載させていただいております。

ここで、1点だけ、資料の修正をお願いいたします。委員の欄でございますけれども、井上委員。所属の方が九州大学大学院農学研究院名誉教授と記載がございますけれども、ここは九州大学名誉教授ということで、お手元の資料を修正の程、よろしくをお願いいたします。

また、繰り返しにはなりますが、浅野委員長に御就任いただきまして、伊藤洋委員、井上委員、岩熊委員、佐藤委員、馬奈木委員、計6名の委員によりまして、環境総合ビジョン専門委員会を設置いたしております。

審議の経過でございますけれども、去る4月25日に第1回の専門委員会を開催いたしまして、新しい環境総合ビジョンの柱とテーマ、素案等について御審議いただいたところです。

今後のスケジュールでございますけれども、本日のこの審議会後に第2回の専門委員会を開催する予定でございます。9月に第3回の専門委員会を開催いたしまして、10月に開催予定の今年度第2回目となる環境審議会で答申案の取りまとめを皆様に御報告させていただきたいというふうに思っております。答申案について御了解いただいた後に、11月にはパブリックコメントを実施いたしまして、12月には第4回目の専門委員会。年が明けまして1月の環境審議会最終答申案を御審議いただくという流れでスケジュールを組んでございます。

2枚目以降でございますけれども、今回新たに審議会委員に御就任いただいた委員の皆様向けに資料をお付けしております。新しい環境総合ビジョンでございますけれども、本県の環境の将来像を具体化する環境の基本計画でございます。

前回の審議会御報告したところと1点大きな変更がございますので、そのところだけ説明させていただきますと、2の計画期間でございますけれども、前回の審議会では平成30年度を初年度とする4年間の計画という風に御説明申し上げておりましたけれども、ここに記載のとおり、新たな計画につきましては、平成30年度から34年度の5年間の計画として作成作業を進めさせていただきたいというふうに考えております。それ以降新しいビジョンの柱立て、次のページめくっていただきますと、現行の計画と新たに作ろうとしている計画の柱立ての対応表を記載してございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(浅野会長)

名簿の訂正を更にお願ひします。岩熊委員と佐藤委員の肩書きが入れ替わっています。

(環境政策課：大羽課長)

失礼しました。

(浅野会長)

それでは環境総合ビジョンについては今更に検討を続けているところですので、また答申案がまとまりましたら審議会にお諮りしたいと思ひます。これは御報告ということでござい

ます。

それでは少し予定より早くございますけど、このほかに皆様方に1つ情報としてお伝えしておきたいことが1つございます。

7月の14日に環境省の組織が大きく変わりました。これまで、廃棄物リサイクルについては大臣官房に廃棄物・リサイクル部というものがありまして、そこで扱っていたんですが、今回の組織改正でこれが局に昇格をいたしまして、資源循環局というのができました。

この資源循環局というのは正確には環境再生・資源循環局というそういう組織になりました。福島の除染作業とか汚染廃棄物の処理等を今まであちらこちらの部や局に分かれてやっていたんですけれども、それも大変な分量の仕事なものでございますから、これを1つの局で扱うことになりました。

この環境再生・資源循環局の局長には従来汚染の処理ということで国交省から来ておられた元局長級の方が改めて環境省で局長として就任されまして、更に次長が置かれて、この方が主に廃棄物資源環境を扱うということになり、かなり組織が変わりました。

行政改革によって、本省の局を増やすことができないという大きな取り決めがございますから、環境省にありました総合環境政策局という長い歴史のある局が廃止になってしまいました。これが大臣官房直属になりましたが、規模が大きくてどうにもならないものですから、大臣官房の下に統括官というものを起しまして、これは局長級なんですけれども、統括官がこれまでの総合政策局の課を束ねるということになりました。つまり、大臣官房に統括官あって、統括官の下に総合政策のチームが置かれるというこういう構造に変わりました。それから、環境保健部が従来総合政策局から大臣官房に移りました。

このように大分組織が変わりました。これから廃棄物に関しては資源循環局というところが扱うことになるということをお記憶ください。ただし環境省によると、必ず再生というのを入れないといけないそうです。再生循環局と呼ぶことにしているそうです。こういう情報がありますので、お伝えしておきます。

それでは全体を通じて特に御発言・御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ堤委員。

#### (堤委員)

堤でございます。1点要望をさせていただきたいと思っております。福岡県環境総合ビジョンで、これから作っていただくということで、本当にありがとうございます。

その中で7つの柱、1ページ目に7つの柱のイメージがございまして、その中に「国際環境協力の推進」というのがございます。地球温暖化対策として温室効果ガスの排出量等もございしますが、今、地球温暖化の原因として世界規模の森林の消失というのもあろうかと思っております。1分間で東京ドーム2個分、1時間で東京ドーム127個分の森林が今消失されているというふうにも言われてもおります。

特に日本でもですが、東南アジアの熱帯雨林の消失というものが非常に大きいということで、これはもちろん県レベルでなかなかできるものではないというふうには思うんですけども、国際環境協力の推進の中でそういった面もなんらかの形で盛り込んでいただくことができるという風に思っております。よろしく願いいたします。

(浅野会長)

ありがとうございます。もう少し考えてみましょう。特に何ができるかと言われるとなかなか難しいんですけども、木材を使う時に認証を受けた木材を使うということが徹底していけば、不法伐採を防げるわけです。これはもうそういう動きは随分前から議論をしてきたので、少し国内でも認証木材というのは言われるようになっていきますから、その辺のことは取り入れることはできると思います。検討してみたいと思います。

ありがとうございます。ほかに御意見御発言がございますか。よろしゅうございますか。

(意見等なし)

それでは本日の審議は以上でございます。事務局からお願いいたします。

(環境政策課 迎田企画広報監)

浅野会長、議事の進行ありがとうございます。

委員の皆様、長時間にわたり、熱心に御審議いただきありがとうございます。県といたしましては、当審議会の御意見を十分に踏まえまして、今後の施策を進めてまいりたいと思います。

また、今後とも、県の環境行政に対しまして、なお一層の御指導、御支援を賜りますようお願いいたします。

これをもちまして、平成29年度第1回福岡県環境審議会を終了いたします。

なお、環境総合ビジョン専門委員会所属の委員の皆様には御案内申し上げます。

この後時間を変更いたしまして、14時50分から隣室の特5会議室で専門委員会を開催いたしますので御案内申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。